

入 札 説 明 書

調達件名

新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外52校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 R5.7～R6.3 (kWh)	予定 使用電力量 R6.4～R6.6 (kWh)
新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜小学校 外 52校)	53	6,448	7,167,300	2,011,400

(2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

(3) 履行場所

新潟市立松浜小学校 外 52校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

(4) 契約期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで(12か月)

なお、本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第31条に規定する納付金が未納で

ある旨の公表がなされた者でないこと。

- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 令和3年4月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有すること（契約履行中のものを含む）、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

3 スケジュール

項目	日程
公告	令和5年 4月 7日（金）
入札参加資格審査申請書受付 （入札参加資格のない者のみ必要）	令和5年 4月 7日（金）から 4月 21日（金）まで
一般競争入札参加申請書受付	令和5年 4月 7日（金）から 令和5年 4月 28日（金）まで
質疑書受付	令和5年 4月 7日（金）から 4月 19日（水）まで
質疑書への回答	令和5年 4月 25日（火）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	令和5年 5月 12日（金）まで
入札書郵送受付	令和5年 5月 18日（木）から 5月 29日（月）まで
入札・開札	令和5年 5月 30日（火）
電力供給開始	令和5年 7月 1日（土）

4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8554
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階
新潟市教育委員会学務課
電話 025-226-3174
FAX 025-226-0042
電子メール gakumu@city.niigata.lg.jp

5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、9か月分の金額（初年度分）で入札に付する。
入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、110分の100を

乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、令和5年4月28日（金）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、令和3年4月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、添付書類は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、令和5年5月12日（金）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を令和5年4月7日（金）から令和5年4月19日（水）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は令和5年4月25日（火）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

8 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
 - ア 日時 令和5年5月30日（火）午後3時30分
 - イ 場所 新潟市役所 ふるまち庁舎 403会議室（教育会議室2）
（新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階）
- (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限
 - ア 受領期間 令和5年5月18日（木）から令和5年5月29日（月）まで
 - イ 受領期限 令和5年5月29日（月）午後5時 必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額

- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参

加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11 契約の停止等

本調達に契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があった

ときは、契約を停止し、又は解除することがある。

12 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

なお、契約保証金の額は契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とする。

13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書（案）」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。
 - ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
 - イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15 その他

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を、令和5年4月21日（金）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし、書留郵便に限る。）すること。

なお、申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/03sikaku/0506shinseiu_ketsuke.html

新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（基礎または調整後排出係数）
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) RE100 対応電気の提供状況

(資格の要件)

第5条 次の要件をすべて満たす小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施）していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(評価)

- 第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。
- 2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)に次の各号の書類の写しを添えて、環境部環境政策課長に提出するものとする。

(1)電力供給契約書

(2)電力供給契約条項

(3)契約単価兼積算内訳書

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

(適用除外)

第13条 本方針は、温室効果ガス排出量の削減を目的として、調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合をあらかじめ決定して行われる電力の調達には適用しない。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

別表

新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (基礎または調整後排出係数) (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
(2) 令和3年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0
(4) RE100 対応電気の提供状況	提供している	5
	提供していない	0
合計		105

注1 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (基礎または調整後排出係数)

(単位 : kg-CO₂/kWh)

「令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の二酸化炭素排出係数。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した排出係数を用いることができるものとする。

また、事業者は基礎排出係数または調整後排出係数のいずれかを選択できるものとする。

なお、基礎排出係数または調整後排出係数は、事業者別に算定されたものとし、メニュー別排出係数を含まない。

注 2 令和 3 年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 3 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和 3 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値
(算定方式)

令和 3 年度の未利用エネルギーの活用状況（％）

$$= \frac{\text{令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和 3 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
 - ③高炉ガス又は副生ガス
3. 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和 3 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 3 令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの
(算定方式)

$$\text{令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付き非 FIT 非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 令和3年度の供給電力量 (需要端(kWh))

1. 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 令和3年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. ①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和3年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

注4 RE100 対応電気の提供状況

提出時点において、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を提供可能かについて評価する。

1. RE100における再生可能エネルギー電気とは、バイオマス（バイオガスを含む）、地熱、太陽光、水力、風力を用いて発電された電気をいう。

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外 52 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
- (3) 現行供給者 別紙（参考）R4 現行供給者一覧のとおり
- (4) 業種及び用途 学校

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）

- イ 予定使用電力量（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月） 別紙 3 のとおり
- ウ 最大需要電力実績（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月） 別紙 2 のとおり
- エ 使用電力量実績（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月） 別紙 2 のとおり

(3) 契約期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで（12 か月）

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 自動検針装置の有無については調査の上、設置が必要な場合は供給者の負担において設置する。
- イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握

(5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）

(6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ

3 料金の算定等

(1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。

(2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める標準供給条件と同様とする。また、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が適用する条件と同様とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。請求書は紙で送付すること。
件名①は、「松浜小学校 外 50 校分」、「東特別支援学校 外 1 校分」と校種別に集約して教育委員会学務課に行うこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。
なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 各学校が自校の使用電力量の推移等を、Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

【別紙1】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜小学校	新潟市北区松浜3丁目19番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜小学校	新潟市北区島見町2078番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	太夫浜小学校	新潟市北区太夫浜2045番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	濁川小学校	新潟市北区濁川284番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	葛塚小学校	新潟市北区川西3丁目9番24号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	葛塚東小学校	新潟市北区朝日町4丁目1番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	木崎小学校	新潟市北区木崎2973番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	早通南小学校	新潟市北区須戸1丁目1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	岡方第一小学校	新潟市北区長戸呂985番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	岡方第二小学校	新潟市北区森下1223番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	豊栄南小学校	新潟市北区長場2621番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	山の下小学校	新潟市東区山の下町8番55号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	大形小学校	新潟市東区大形本町2丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	中野山小学校	新潟市東区中野山1丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	木戸小学校	新潟市東区中山4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	東山の下小学校	新潟市東区藤見町1丁目23番57号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	桃山小学校	新潟市東区桃山町2丁目204番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	下山小学校	新潟市東区太平2丁目18番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	牡丹山小学校	新潟市東区牡丹山6丁目15番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	東中野山小学校	新潟市東区猿ヶ馬場9番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	竹尾小学校	新潟市東区竹尾2丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	南中野山小学校	新潟市東区中野山863番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	江南小学校	新潟市東区江南5丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	浜浦小学校	新潟市中央区浜浦町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	関屋小学校	新潟市中央区関屋下川原町2丁目664番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	鏡淵小学校	新潟市中央区白山浦1丁目207番地の3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	白山小学校	新潟市中央区川端町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	新潟小学校	新潟市中央区東大畑通1番町679番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	日和山小学校	新潟市中央区栄町3丁目5930番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	万代長嶺小学校	新潟市中央区東万代町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	沼垂小学校	新潟市中央区鏡が岡5番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	山潟小学校	新潟市中央区弁天橋通3丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	上所小学校	新潟市中央区近江3丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	鳥屋野小学校	新潟市中央区美咲町2丁目4番7号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	笹口小学校	新潟市中央区笹口2番47号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	女池小学校	新潟市中央区女池6丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	有明台小学校	新潟市中央区有明台4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	南万代小学校	新潟市中央区幸西4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	上山小学校	新潟市中央区女池上山1丁目1番28号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	桜が丘小学校	新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	紫竹山小学校	新潟市中央区紫竹山1丁目12番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	丸山小学校	新潟市江南区丸山300番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	大淵小学校	新潟市江南区大淵1760番地の1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	曾野木小学校	新潟市江南区天野2丁目7番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	両川小学校	新潟市江南区酒屋町687番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	東曾野木小学校	新潟市江南区鐘木214番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	横越小学校	新潟市江南区横越中央6丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	亀田小学校	新潟市江南区亀田新明町1丁目1番46号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	早通小学校	新潟市江南区早通5丁目7番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	亀田東小学校	新潟市江南区亀田水道町3丁目2番45号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	亀田西小学校	新潟市江南区亀田四ツ興野4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	東特別支援学校	新潟市東区海老ヶ瀬31番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	西特別支援学校	新潟市西蒲区堀山新田88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙2】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和4年1月～令和4年12月)

		月間使用量(kWh)														
番号	学番	施設名	令和4年 1月	令和4年 2月	令和4年 3月	令和4年 4月	令和4年 5月	令和4年 6月	令和4年 7月	令和4年 8月	令和4年 9月	令和4年 10月	令和4年 11月	令和4年 12月	合計	
1	1101	松浜小学校	21,515	21,247	18,000	14,095	13,348	18,816	23,289	8,835	18,930	14,866	16,030	15,620	204,591	
2	1102	南浜小学校	9,520	9,530	9,679	6,013	4,517	7,488	8,993	3,563	6,495	5,086	5,985	6,999	86,568	
3	1103	太夫浜小学校	16,341	16,827	12,884	8,515	7,667	10,990	14,330	6,679	11,284	9,606	11,777	16,168	143,068	
4	1104	濁川小学校	10,791	11,597	10,870	7,747	7,945	11,289	11,788	5,623	9,158	8,057	9,012	10,775	114,652	
5	1105	葛塚小学校	31,499	33,939	24,535	12,996	12,994	21,036	26,425	11,302	18,936	14,150	19,083	31,069	257,964	
6	1106	葛塚東小学校	19,275	18,974	17,509	13,926	13,469	17,243	18,096	12,438	16,708	15,083	17,137	19,682	199,540	
7	1108	木崎小学校	20,044	21,666	15,413	9,733	9,113	14,037	16,431	5,610	10,800	9,362	11,640	18,518	162,367	
8	1110	早通南小学校	30,728	34,215	26,307	16,945	16,040	22,837	28,411	12,838	25,102	16,886	21,312	30,896	282,517	
9	1111	岡方第一小学校	14,283	14,779	13,038	8,643	6,973	10,081	11,483	5,127	9,129	7,255	8,427	14,108	123,326	
10	1112	岡方第二小学校	6,848	6,550	6,449	5,769	5,758	7,817	9,393	5,557	7,486	6,094	7,231	10,149	85,101	
11	1113	豊栄南小学校	8,839	8,810	7,075	4,894	4,588	7,035	8,979	4,605	5,895	4,946	6,718	9,103	81,487	
12	1201	山の下の小学校	7,642	6,885	7,299	6,118	5,951	8,386	11,009	6,680	8,068	7,089	7,678	8,494	91,299	
13	1202	大形小学校	17,057	17,063	14,257	11,426	13,926	17,112	15,763	7,920	15,530	14,020	15,872	16,147	176,093	
14	1203	中野山小学校	9,973	10,321	9,461	7,943	7,986	11,794	12,368	6,046	9,307	8,812	9,653	9,474	113,138	
15	1204	木戸小学校	15,770	15,412	13,226	12,075	12,454	16,555	14,484	9,003	14,484	14,378	14,957	16,936	169,734	
16	1205	東山の下の小学校	33,094	22,515	19,567	16,630	17,875	25,162	25,150	10,964	20,403	18,285	19,308	18,746	247,699	
17	1206	桃山小学校	21,697	23,729	18,822	13,042	12,200	16,968	19,795	9,950	18,506	13,887	16,126	22,900	207,622	
18	1207	下山小学校	17,609	19,097	14,698	12,237	12,434	15,674	14,389	6,874	15,490	14,008	15,220	17,224	174,954	
19	1208	牡丹山小学校	14,899	14,841	13,344	11,835	12,689	13,665	12,988	8,389	12,950	12,786	13,142	14,549	156,077	
20	1209	東中野山小学校	32,124	33,674	25,956	16,580	15,565	24,406	28,301	10,710	23,031	17,046	21,925	30,044	279,362	
21	1210	竹尾小学校	10,744	10,870	10,018	8,709	9,376	12,011	14,103	7,485	10,430	10,349	10,837	12,028	126,960	
22	1211	南中野山小学校	17,020	16,287	16,140	15,132	14,884	20,741	18,906	11,596	15,853	15,725	16,675	17,601	196,560	
23	1212	江南小学校	12,061	12,568	11,425	10,535	10,507	13,173	15,762	11,448	14,372	11,311	12,424	12,639	148,225	
24	1301	浜浦小学校	19,229	20,828	15,024	9,914	9,236	13,374	16,910	8,004	14,942	10,918	13,653	19,378	171,410	
25	1302	関屋小学校	10,219	10,078	9,267	7,677	7,039	9,818	12,427	10,268	12,002	8,103	8,389	10,548	115,835	
26	1303	鏡淵小学校	9,214	9,847	10,070	8,294	7,794	12,366	13,828	9,526	12,471	10,942	10,347	11,380	126,079	
27	1304	白山小学校	9,342	11,073	8,999	6,200	5,973	11,879	12,978	5,310	8,875	6,450	7,542	10,121	104,742	
28	1305	新潟小学校	19,644	22,156	20,237	12,882	13,479	15,437	14,492	8,713	15,653	14,086	19,616	14,970	191,365	
29	1306	日和山小学校	20,753	21,222	15,901	12,849	11,730	17,403	21,747	11,996	17,068	13,214	14,619	19,079	197,581	
30	1310	万代長嶺小学校	28,755	29,128	25,759	17,795	17,658	23,532	25,902	14,039	20,793	18,030	19,754	27,116	268,261	
31	1311	沼垂小学校	16,314	18,351	15,571	13,043	12,892	18,963	22,168	10,216	18,190	14,444	16,550	16,997	193,699	
32	1312	山瀧小学校	13,663	12,639	10,575	9,258	10,038	15,867	19,166	7,334	15,299	11,076	13,609	15,932	154,456	
33	1313	上所小学校	17,119	17,500	16,239	15,373	15,655	21,050	21,035	15,929	18,831	16,097	17,257	18,014	210,099	
34	1314	鳥屋野小学校	20,332	21,912	19,333	17,364	19,324	26,812	24,792	13,608	24,803	22,187	23,216	25,545	259,228	
35	1315	笹口小学校	20,014	20,533	16,588	12,335	12,203	17,534	19,416	10,882	16,514	13,452	14,162	17,464	191,097	
36	1316	女池小学校	25,306	26,657	21,271	13,395	13,473	19,596	22,067	8,412	21,343	16,139	17,778	23,854	229,291	
37	1317	有明台小学校	16,745	19,492	12,845	10,220	8,125	12,511	16,577	6,220	12,707	8,691	12,822	15,669	152,624	
38	1318	南万代小学校	17,096	16,623	14,808	12,226	12,760	14,886	16,475	11,113	15,102	14,140	14,571	16,219	176,019	
39	1319	上山小学校	27,778	27,704	22,746	14,597	14,048	21,778	28,901	11,192	22,155	15,801	21,313	29,079	257,092	
40	1320	桜が丘小学校	20,755	21,322	17,937	11,637	11,678	17,830	20,769	9,647	16,428	12,705	16,033	21,317	198,058	
41	1321	紫竹山小学校	21,459	22,935	16,211	10,013	11,265	19,088	22,092	9,703	18,496	12,781	14,104	20,357	198,504	
42	1401	丸山小学校	13,225	14,752	11,768	7,928	8,198	14,542	18,088	6,085	13,285	9,234	11,328	15,209	143,642	
43	1402	大淵小学校	13,264	12,858	11,054	9,121	9,685	15,254	15,680	7,681	12,089	9,550	11,762	13,045	141,043	
44	1403	曾野木小学校	17,508	18,254	15,791	8,170	8,162	11,136	12,437	5,666	11,930	8,985	10,721	17,014	145,774	
45	1404	岡川小学校	9,020	8,714	8,350	7,298	7,435	10,180	12,681	5,617	8,678	7,815	8,059	8,763	102,610	
46	1406	東曾野木小学校	12,073	11,810	10,805	9,718	9,771	12,644	15,493	7,854	11,797	10,774	10,925	12,692	136,356	
47	1407	横越小学校	17,303	17,786	14,537	11,844	13,528	19,323	20,064	9,424	14,348	13,167	14,801	17,052	183,177	
48	1408	亀田小学校	15,461	16,150	13,779	9,118	9,183	14,488	18,633	6,869	13,454	10,444	11,421	16,971	155,971	
49	1409	早通小学校	9,370	8,967	8,243	7,449	7,810	8,530	12,515	5,439	8,534	7,610	9,121	9,731	103,319	
50	1410	亀田東小学校	18,350	18,904	17,053	12,206	11,596	16,598	18,410	8,860	14,973	14,578	16,502	17,916	185,946	
51	1411	亀田西小学校	23,942	22,455	19,306	14,962	15,020	24,129	30,427	13,206	25,694	15,490	19,430	31,845	255,906	
52	3201	東特別支援学校	24,831	27,303	27,337	18,430	16,045	17,486	17,044	12,542	16,311	15,399	16,353	21,659	230,740	
53	3801	西特別支援学校	24,854	25,807	18,120	12,822	11,845	14,608	16,473	11,522	15,682	13,168	15,612	21,556	202,069	

【別紙2】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和4年1月～令和4年12月)

番号	学番	施設名	最大需要電力(kW)													最大
			令和4年 1月	令和4年 2月	令和4年 3月	令和4年 4月	令和4年 5月	令和4年 6月	令和4年 7月	令和4年 8月	令和4年 9月	令和4年 10月	令和4年 11月	令和4年 12月		
1	1101	松浜小学校	104	107	103	83	62	116	122	85	91	83	86	88	122	
2	1102	南浜小学校	70	66	71	47	27	63	67	54	62	27	40	67	71	
3	1103	太夫浜小学校	100	90	80	67	61	94	103	81	117	51	58	98	117	
4	1104	湍川小学校	68	67	64	51	49	59	61	55	59	49	55	66	68	
5	1105	葛塚小学校	232	232	192	109	86	204	207	165	195	114	127	235	235	
6	1106	葛塚東小学校	99	103	93	66	58	97	106	93	103	69	84	102	106	
7	1108	木崎小学校	124	129	99	57	47	106	136	41	88	45	67	142	142	
8	1110	早通南小学校	228	226	202	154	110	207	218	191	241	144	153	218	241	
9	1111	岡方第一小学校	97	96	89	55	41	66	80	72	78	37	52	87	97	
10	1112	岡方第二小学校	37	40	39	32	29	53	56	42	57	33	46	59	59	
11	1113	豊栄南小学校	60	61	59	43	25	62	57	39	66	31	44	64	66	
12	1201	山の下小学校	44	43	48	39	38	52	48	42	52	34	48	47	52	
13	1202	大形小学校	110	110	98	82	80	111	104	86	111	85	85	107	111	
14	1203	中野山小学校	66	66	65	47	45	64	75	50	62	51	53	59	75	
15	1204	木戸小学校	86	87	82	64	60	73	71	59	73	67	75	84	87	
16	1205	東山の下小学校	222	143	135	116	101	121	129	105	112	98	110	124	222	
17	1206	桃山小学校	165	169	151	114	81	155	162	127	177	91	100	149	177	
18	1207	下山小学校	125	127	121	90	79	104	105	84	102	80	94	114	127	
19	1208	牡丹山小学校	78	80	70	57	59	68	66	57	66	59	65	71	80	
20	1209	東中野山小学校	209	209	183	125	100	180	198	148	193	117	123	215	215	
21	1210	竹尾小学校	62	63	51	42	42	59	72	53	53	44	47	57	72	
22	1211	南中野山小学校	81	81	76	64	62	81	75	64	76	63	73	77	81	
23	1212	江南小学校	64	65	63	53	50	60	63	59	65	52	58	65	65	
24	1301	浜浦小学校	147	140	123	85	55	110	128	118	127	85	77	142	147	
25	1302	関屋小学校	69	75	65	44	38	51	54	49	56	43	51	65	75	
26	1303	鏡淵小学校	68	73	67	48	38	65	60	55	60	52	57	67	73	
27	1304	白山小学校	75	84	72	41	37	91	87	64	85	35	47	65	91	
28	1305	新潟小学校	99	99	93	76	70	90	96	83	105	80	88	91	105	
29	1306	日和山小学校	128	118	98	89	52	117	111	90	116	58	73	111	128	
30	1310	万代長嶺小学校	183	171	157	92	73	151	159	132	154	88	117	175	183	
31	1311	沼垂小学校	112	108	97	78	84	128	131	115	122	90	94	97	131	
32	1312	山潟小学校	72	67	64	49	49	119	135	115	143	69	76	105	143	
33	1313	上所小学校	99	117	104	81	86	101	105	93	119	92	95	112	119	
34	1314	鳥屋野小学校	151	147	142	122	122	151	173	123	155	133	143	164	173	
35	1315	笹口小学校	146	138	123	71	90	111	118	104	122	81	74	120	146	
36	1316	女池小学校	176	172	163	130	84	157	178	126	174	100	108	164	178	
37	1317	有明台小学校	113	108	93	85	83	97	104	93	95	58	77	95	113	
38	1318	南万代小学校	97	96	90	63	64	76	81	67	77	68	79	94	97	
39	1319	上山小学校	193	181	178	151	84	181	189	182	190	91	151	191	193	
40	1320	桜が丘小学校	117	117	112	109	63	115	117	112	118	79	98	119	119	
41	1321	紫竹山小学校	139	140	138	61	86	143	145	133	143	104	92	138	145	
42	1401	丸山小学校	101	100	92	48	52	118	128	111	135	76	77	106	135	
43	1402	大淵小学校	73	74	67	47	41	77	74	69	70	60	64	70	77	
44	1403	曾野木小学校	117	116	116	76	50	90	91	80	101	57	88	115	117	
45	1404	両川小学校	51	48	46	42	44	64	71	50	64	41	49	50	71	
46	1406	東曾野木小学校	70	67	62	51	46	80	78	65	72	44	64	71	80	
47	1407	横越小学校	94	104	82	61	68	96	93	85	86	63	68	93	104	
48	1408	亀田小学校	96	102	90	49	47	102	125	50	120	70	64	98	125	
49	1409	早通小学校	69	58	54	39	35	52	58	42	51	44	47	61	69	
50	1410	亀田東小学校	110	105	99	68	59	86	87	77	82	80	96	104	110	
51	1411	亀田西小学校	193	145	140	126	118	233	242	215	246	111	149	188	246	
52	3201	東特別支援学校	106	110	105	72	62	74	81	51	73	60	70	98	110	
53	3801	西特別支援学校	157	153	113	69	62	94	104	78	110	78	86	154	157	

【別紙3】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
				令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月	令和6年6月			
1	1101	松浜小学校	122	23,200	8,800	18,900	14,800	16,000	15,600	15,500	21,200	18,000	14,000	13,300	18,800	198,100	50,900	147,200
2	1102	南浜小学校	71	8,900	3,500	6,400	5,000	5,900	9,600	9,000	9,500	9,600	6,000	4,500	7,400	85,300	18,800	66,500
3	1103	太夫浜小学校	117	14,300	6,600	11,200	9,600	11,700	16,100	16,100	16,800	12,800	8,500	7,600	10,900	142,200	32,100	110,100
4	1104	濁川小学校	68	11,700	5,600	9,100	8,000	9,000	10,700	10,800	11,500	10,800	7,700	7,900	11,200	114,000	26,400	87,600
5	1105	葛塚小学校	235	26,400	11,300	18,900	14,100	19,000	31,000	33,800	33,900	24,500	12,900	12,900	21,000	259,700	56,600	203,100
6	1106	葛塚東小学校	106	18,000	12,400	16,700	15,000	17,100	19,600	20,600	18,900	17,500	13,900	13,400	17,200	200,300	47,100	153,200
7	1108	木崎小学校	142	16,400	5,600	10,800	9,300	11,600	18,500	20,100	21,600	15,400	9,700	9,100	14,000	162,100	32,800	129,300
8	1110	早通南小学校	241	28,400	12,800	25,100	16,800	21,300	30,800	30,500	34,200	26,300	16,900	16,000	22,800	281,900	66,300	215,600
9	1111	岡方第一小学校	97	11,400	5,100	9,100	7,200	8,400	14,100	14,300	14,700	13,000	8,600	6,900	10,000	122,800	25,600	97,200
10	1112	岡方第二小学校	59	9,300	5,500	7,400	6,000	7,200	10,100	7,700	6,500	6,400	5,700	5,700	7,800	85,300	22,200	63,100
11	1113	豊栄南小学校	66	8,900	4,600	5,800	4,900	6,700	9,100	9,000	8,800	7,000	4,800	4,500	7,000	81,100	19,300	61,800
12	1201	山の下小学校	52	11,000	6,600	8,000	7,000	7,600	8,400	8,300	6,800	7,200	6,100	5,900	8,300	91,200	25,600	65,600
13	1202	大形小学校	111	15,700	7,900	15,500	14,000	15,800	16,100	15,800	17,000	14,200	11,400	13,900	17,100	174,400	39,100	135,300
14	1203	中野山小学校	75	12,300	6,000	9,300	8,800	9,600	9,400	9,700	10,300	9,400	7,900	7,900	11,700	112,300	27,600	84,700
15	1204	木戸小学校	87	14,400	9,000	14,400	14,300	14,900	16,900	16,300	15,400	13,200	12,000	12,400	16,500	169,700	37,800	131,900
16	1205	東山の下小学校	222	25,100	10,900	20,400	18,200	19,300	18,700	18,500	22,500	19,500	16,600	17,800	25,100	232,600	56,400	176,200
17	1206	桃山小学校	177	19,700	9,900	18,500	13,800	16,100	22,900	22,300	23,700	18,800	13,000	12,200	16,900	207,800	48,100	159,700
18	1207	下山小学校	127	14,300	6,800	15,400	14,000	15,200	17,200	17,700	19,000	14,600	12,200	12,400	15,600	174,400	36,500	137,900
19	1208	牡丹山小学校	80	12,900	8,300	12,900	12,700	13,100	14,500	15,600	14,800	13,300	11,800	12,600	13,600	156,100	34,100	122,000
20	1209	東中野山小学校	215	28,300	10,700	23,000	17,000	21,900	30,000	32,200	33,600	25,900	16,500	15,500	24,400	279,000	62,000	217,000
21	1210	竹尾小学校	72	14,100	7,400	10,400	10,300	10,800	12,000	11,500	10,800	10,000	8,700	9,300	12,000	127,300	31,900	95,400
22	1211	南中野山小学校	81	18,900	11,500	15,800	15,700	16,600	17,600	17,300	16,200	16,100	15,100	14,800	20,700	196,300	46,200	150,100
23	1212	江南小学校	65	15,700	11,400	14,300	11,300	12,400	12,600	12,800	12,500	11,400	10,500	10,500	13,100	148,500	41,400	107,100
24	1301	浜浦小学校	147	16,900	8,000	14,900	10,900	13,600	19,300	20,700	20,800	15,000	9,900	9,200	13,300	172,500	39,800	132,700
25	1302	関屋小学校	75	12,400	10,200	12,000	8,100	8,300	10,500	10,600	10,000	9,200	7,600	7,000	9,800	115,700	34,600	81,100
26	1303	鏡淵小学校	73	13,800	9,500	12,400	10,900	10,300	11,300	10,800	9,800	10,000	8,200	7,700	12,300	127,000	35,700	91,300
27	1304	白山小学校	91	12,900	5,300	8,800	6,400	7,500	10,100	9,800	11,000	8,900	6,200	5,900	11,800	104,600	27,000	77,600
28	1305	新潟小学校	105	14,400	8,700	15,600	14,000	19,600	14,900	14,800	22,100	20,200	12,800	13,400	15,400	185,900	38,700	147,200
29	1306	日和山小学校	128	21,700	11,900	17,000	13,200	14,600	19,000	19,200	21,200	15,900	12,800	11,700	17,400	195,600	50,600	145,000
30	1310	万代長嶺小学校	183	25,900	14,000	20,700	18,000	19,700	27,100	27,800	29,100	25,700	17,700	17,600	23,500	266,800	60,600	206,200
31	1311	沼垂小学校	131	22,100	10,200	18,100	14,400	16,500	16,900	17,400	18,300	15,500	13,000	12,800	18,900	194,100	50,400	143,700

【別紙3】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季	
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。															
				令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月	令和6年6月				
32	1312	山潟小学校	143	19,100	7,300	15,200	11,000	13,600	15,900	13,400	12,600	10,500	9,200	10,000	15,800	153,600	41,600	112,000	
33	1313	上所小学校	119	21,000	15,900	18,800	16,000	17,200	18,000	18,100	17,500	16,200	15,300	15,600	21,000	210,600	55,700	154,900	
34	1314	鳥屋野小学校	173	24,700	13,600	24,800	22,100	23,200	25,500	23,900	21,900	19,300	17,300	19,300	26,800	262,400	63,100	199,300	
35	1315	笹口小学校	146	19,400	10,800	16,500	13,400	14,100	17,400	19,200	20,500	16,500	12,300	12,200	17,500	189,800	46,700	143,100	
36	1316	女池小学校	178	22,000	8,400	21,300	16,100	17,700	23,800	26,300	26,600	21,200	13,300	13,400	19,500	229,600	51,700	177,900	
37	1317	有明台小学校	113	16,500	6,200	12,700	8,600	12,800	15,600	14,600	19,400	12,800	10,200	8,100	12,500	150,000	35,400	114,600	
38	1318	南万代小学校	97	16,400	11,100	15,100	14,100	14,500	16,200	17,000	16,600	14,800	12,200	12,700	14,800	175,500	42,600	132,900	
39	1319	上山小学校	193	28,900	11,100	22,100	15,800	21,300	29,000	28,400	27,700	22,700	14,500	14,000	21,700	257,200	62,100	195,100	
40	1320	桜が丘小学校	119	20,700	9,600	16,400	12,700	16,000	21,300	21,300	21,300	17,900	11,600	11,600	17,800	198,200	46,700	151,500	
41	1321	紫竹山小学校	145	22,000	9,700	18,400	12,700	14,100	20,300	23,000	22,900	16,200	10,000	11,200	19,000	199,500	50,100	149,400	
42	1401	丸山小学校	135	18,000	6,000	13,200	9,200	11,300	15,200	15,500	14,700	11,700	7,900	8,100	14,500	145,300	37,200	108,100	
43	1402	大淵小学校	77	15,600	7,600	12,000	9,500	11,700	13,000	14,000	12,800	11,000	9,100	9,600	15,200	141,100	35,200	105,900	
44	1403	曾野木小学校	117	12,400	5,600	11,900	8,900	10,700	17,000	16,700	18,200	15,700	8,100	8,100	11,100	144,400	29,900	114,500	
45	1404	両川小学校	71	12,600	5,600	8,600	7,800	8,000	8,700	8,700	8,700	8,300	7,200	7,400	10,100	101,700	26,800	74,900	
46	1406	東曾野木小学校	80	15,400	7,800	11,700	10,700	10,900	12,600	12,900	11,800	10,800	9,700	9,700	12,600	136,600	34,900	101,700	
47	1407	横越小学校	104	20,000	9,400	14,300	13,100	14,800	17,000	17,300	17,700	14,500	11,800	13,500	19,300	182,700	43,700	139,000	
48	1408	亀田小学校	125	18,600	6,800	13,400	10,400	11,400	16,900	16,200	16,100	13,700	9,100	9,100	14,400	156,100	38,800	117,300	
49	1409	早通小学校	69	12,500	5,400	8,500	7,600	9,100	9,700	9,900	8,900	8,200	7,400	7,800	8,500	103,500	26,400	77,100	
50	1410	亀田東小学校	110	18,400	8,800	14,900	14,500	16,500	17,900	17,900	18,900	17,000	12,200	11,500	16,500	185,000	42,100	142,900	
51	1411	亀田西小学校	246	30,400	13,200	25,600	15,400	19,400	31,800	30,300	22,400	19,300	14,900	15,000	24,100	261,800	69,200	192,600	
52	3201	東特別支援学校	110	17,000	12,500	16,300	15,300	16,300	21,600	23,200	27,300	27,300	18,400	16,000	17,400	228,600	45,800	182,800	
53	3801	西特別支援学校	157	16,400	11,500	15,600	13,100	15,600	21,500	24,100	25,800	18,100	12,800	11,800	14,600	200,900	43,500	157,400	
合計				6,448	937,400	469,900	784,100	641,700	737,500	916,500	928,400	952,800	799,000	593,200	588,000	830,200	9,178,700	2,191,400	6,987,300

電力供給契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外 5 2 校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外 5 2 校）
- 2 契約期間 令和 5 年 7 月 1 日午前 0 時から 令和 6 年 6 月 3 0 日午後 1 2 時まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価	基本料金単価（円／kW）	円
	夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
	その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 5 年 7 月 1 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所
氏名 印

電力供給契約条項

(目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金（以下「電気料金」とする。）の算定は、一月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。）と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額（ただし、燃料費等調整を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。）に割引を合算した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

(契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

(燃料費等調整額等)

第10条 燃料費等調整額は、当該区域の送配電事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整単価（消費税および地方消費税を含むものとする。）に、当該月における使用電力量を乗じて算出を行うものとする。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金についても、当該区域の送配電事業者が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

(損害賠償の負担)

第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合

(2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合

(4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合

(5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合

(6) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

(8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合

(11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合

2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該処分取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第10条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額（入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額）の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

(危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。